

議案第38号

長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和4年9月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、長与町議会議員及び長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る必要の改正を行うもの。

長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。